

| | |
|--|-------|
| 第5回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第一専門委員会 平成21年11月6日 | 参考資料2 |
|--|-------|

保育の質の確保・向上と量的拡大について

平成21年11月6日

株式会社ベネッセスタイルケア

佐久間 貴子

本日は、「保育の質の確保・向上」という重要なテーマにもかかわらず、所要により出席できず申し訳ございません。

弊社としては、都市部において保育を担う事業者として、保育を必要とする子ども・家族の「よく生きる」を応援するために、また、都市部に多数存在する待機児童の解消に向けて、質的な側面でも量的な側面でも保育サービスを向上してまいりたいと考えております。

こうした中で、10月30日に開催された保育第二専門委員会の議論にも関係しますが、次の課題に配慮した制度設計をお願いしたいと考えております。

■ 保育の質の確保・向上のための保育費用の使途の自由化

①保育の質の確保・向上、②都市部での待機児童の解消のためのサービス量の拡大のいずれの側面においても、法人類型にかかわらず保育事業者が複数の保育所を運営し、保育サービスを拡大していくことが一つの解決策になると考えております。

こうした観点から、保育所単体での経理ではなく、保育事業者（法人）本部支出も含めて保育所運営費の使途は自由化していただきたいと考えます。

① 保育の質の確保・向上の側面

現行の設備、職員等の最低基準を満たした上で、よりよい保育のための研究、合同研修の実施、共同の事務処理などを実施することにより、よりよいサービスを効率的に実施することが可能です。

② サービス量の拡大

本日の議題ではありませんが、事業者努力により生じた剰余金を更なる保育所への設備投資にも充てることにより、現下の待機児童、保育サービスの需要に対応することが可能になると考えます。

■ 保育の質の確保・向上のための都市部における保育単価について

現在、保育所を設置する法人の類型によって、地方自治体独自負担等が異なるた

め、運営費総額（収入）が異なっています。弊社で運営している認可外保育所の別の1園は、国が定める児童福祉施設最低基準は満たすことができるものの、当該地方自治体では、株式会社は認可保育所に対する地方自治体独自加算が受けられないことから認可を受けていません。そもそも地方自治体独自加算がないと都市部では保育所が運営できないこと自体が問題と考えています。

今後保育単価を検討していかれる際に、同じ「保育所」という制度の中で保育を受ける子ども、保育所で働く保育士の立場から、また、保育の質を確保・向上する上で最も重要な保育士の確保の観点から、公平で適切な保育単価を設定していただきたいと考えます。

つきましては、保育所の経営実態の調査を行い、都市部における保育所運営費額を国が適正に定めていただきますよう、要望いたします。

■ 保育サービス従事者の確保について

本日の資料の11ページにも記載がありますが、今後保育サービスの量や種類を拡大していく際に、保育サービスに従事する者の、量・質の確保は非常に重要な課題となってくると考えます。現在認可保育所の配置基準は保育士に限定をされておりますが、子ども園という流れもある中、また就学前までのお子様をお預かりしているということを鑑み、幼稚園免許取得者も一定の割合で可能にしていくなど、今後量・質の確保ということにおいて検討をしてもよいのではないかと考えます。